

平成23年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

教育委員会

(注) 1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」( 1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」( 2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 1	適用類型 2
教職員課	教職員人事給与等総合システム運用支援・保守業務委託	教職員人事給与等総合システム運用支援・保守業務	平成24年2月1日	キシステム株式会社	11,445,000	本システムは、教員採用、履歴管理等の各サブシステムを統合した複雑なシステムで、これまで制度改正や運用改善による改修を行っており、本システムの運用支援・保守業務を適切に行うのは、現在のプログラムに精通しているキシステム(株)以外に代替しうる者がいないため。	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(金森西遺跡その2)発掘調査業務委託	埋蔵文化財(金森西遺跡その2)発掘調査委託	平成24年1月10日	財団法人滋賀県文化財保護協会	6,445,950	埋蔵文化財の価値には高い公共性があることから、記録保存を前提とした発掘調査の実施は公共機関もしくは公共的機関が実施することを原則としているが、県教委にはその体制がなく、(財)滋賀県文化財保護協会が設立されている。同協会はこれまで県教委が主体となる記録保存を前提とした発掘調査の全てを受託し、実施してきた。その理由として、県民共通の財産である埋蔵文化財を適正に記録保存するには、県内の歴史文化や地勢に精通し、かつ豊富な発掘経験を持った人材を有することが必要であり、滋賀県文化財保護協会はこれらの要件を満たしており、発掘調査の受託者として最適である。なお、県内には発掘調査を主たる業務とする業者が他に存在していない。	2号	3イ